

防災千葉北部

NPO法人日本防災士会 千葉県北部支部会報 平成26年7月1日発行(第17号)
事務局 〒273-0011 船橋市湊町2-8-11-411 090-5500-0845(伴登方)

地域防減災力向上支援活動

習志野市大久保町会連合 防災リーダー研修支援

大久保町会連合会は、市立大久保小学校及び大久保東小学校にまたがる地域の25の町会・自治会(うちマンション3団体)からなる連合会で、地元の筒井防災士らが市や関係自治会等に働きかけ、今回が初めての研修となりました。

研修は6月14日(土) 9時半から12時までの間、市民プラザ大久保交流スペースで開催され、約50名の参加者でした。



災害対策を考えるためには、その災害によってどのような現象や被害が起こるのかを自分の事として、しっかりイメージを落とし込んでもらうことが大切です。ここでは発生確率が高い(今後30年での発生確率は70%といわれている)首都直下地震を想定し、最初に東日本大震災での屋内外での実写映像を見た後、① 災害発生直後から30分間、② 30分から3時間の間、③ そして3時間から24時間の間、生延びるため、場面に応じた設問に答えることによって自助・共助の気付きやイメージを出す訓練をしました。

設問の内容は例えば0から30分間では、地震発

生時、あなたはどこにいたか、揺れている間どうしていたか、家具等はどうなったか、火・ガス・水道・電気はどうしたか、家族でのけが人は？近所ではどうか、等々

30分から3時間では、家族の安否確認方法は？どんな場合に避難所に避難するか、何を持っていくか、近所の様子は？等

3時間から24時間では、コンビニ等は開いているか、避難所の様子は？近所で出火→どうする、要援護者はどうする、避難所での心配事は？留守宅の防犯等はどうする、等

こうしたイメージ訓練の後、

① 防減災のために何が大事で、日頃の備えはどうしているか

② 近所の助け合いや町会・自治会の共助のあり方はどうしたらよいか についてポストイットにより班毎(全6班)に全員が意見を出し合い、集約・共有化して各班から発表されました。

主な意見としては

・家族間連絡方法の確立 ・ペットケージの各自用意 ・商店街各店の協力が大切 ・自宅の物を減らす ・火を出さない ・要支援者の把握 ・コミュニケーションの大切さ ・自主防災組織の役割検討 等多くの意見が出されました。

今後これを第1歩として具体化に向けて進むことが期待されます。なおイメージ訓練のための設問やクイズは当支部の筒井防災士が多くの訓練経験から作成したもので、いわば「筒井メソッド」とも言えるものです。

地域防減災力向上支援活動

習志野市吹上苑町会で 家具転倒防止等講座開催

災害はある日突然やってきます。「今」
かもしれません。

そんな臨場感いっぱいのタイトルのもと
防災講話が始まりました。

時は5月11日(日)11時、場所は習志野市屋
敷公民館、近くに住む吹上苑町会の約50名の
皆さんへの、当支部 中村(利)防災士による
家具転倒防止に関する出前講座が始まりま
した。

私達の現実の生活に視点を置いた防災、減
災。大地震の襲来も、まずは己の命を守り抜
く自助の確立。そのために日頃からどんな心
構えで、どんな準備をして置けばよいか、そ
して己が生き抜いたら、生に向けてもがいて
いる近くの人を一人でも多く助けなければ
ならない。そのために日頃からどんな心構え
で、どんな準備をして置けばよいか。

講師の経験豊かな語り口と説得力豊かな
映像がベストミックスし、聴衆は皆熱心に、
視聴覚を集中していました。



- ① 揺れを感じたらどうする。ガタガタという音を鑑賞してはダメ。すぐに身を守る。頭を両手のひらでおおい、しゃがみこみ机やテーブルの下に身を置く。要はいち早く揺れからの被害を最小限に抑え込む姿勢をとること。これが自助の

原点です。

- ② その自助の原点を大地震に遭遇しても可能にするものは何か。言うまでもなく日頃の自助に向けての心構えと準備にある。まずは今住んでいる家の耐震性は大丈夫か。基準をクリアしているか。一日のうちで一番長く居る場所はどこか。一般的には寝室と居間。そこにある家具、テレビセット等は大きな揺れに耐えられるか。計画的に常々、大地震をイメージして、家具類転倒防止策を具体的に実行しなくてはなりません。

- ・家具を L 字金具などで壁に直接ネジ固定する方法
- ・家具の上部と天井の間に、ポール式や隙間家具等で家具を固定する方法
- ・マット式やストッパー式器具の単独使用の方法
- ・各方法の併用による効果アップの方法

いろいろなケースを掲げ、器具、工具等の現物を用いての講話が続きます。

- ③ 阪神・淡路大震災では死因の8割以上が家屋や家具の転倒による圧死、窒息死でした。また、建物の倒壊に巻き込まれた方のうち、9割以上が地域住民の手によって救出されたとのことです。

大規模災害になった時、行政機関や自治体の公的支援が機能するには時間を要し、間に合いません。1秒を争うような事態では、自分達で自分達の身の安全を守り、隣近所の人達と協力して被害にあった人達を救助、救援する必要があります。まさに共助の世界が展開されなければなりません。

④ 「共助とは共に助け合うこと」。誰が誰を助けるか、主語がはっきりしていない。そこで防災・危機管理アドバイザーの山村先生は究極の減災概念として「近くの人が近くの人を助ける防災隣組」の必要性を強調し、「近助の精神」の重要性を提言しています。

⑤ 自治会を下敷きにして自主防災会が阪神・淡路大震災以降、行政の支援により年々多くの地域で組織化されています。また最近では東日本大震災の体験から、いざという時の自助、共助の重要性が広く国民的に理解されてきましたが、そのことを日常の生活の中で具現化されているか、私達ひとりひとりがセルフチェックしなければなりません。まずは災害時の自助の最重要性を自覚すること。そして生き延びたら近くの人を助ける、「近助の精神」を発揮できる「ボランティアとしての気づきと実行力」を日頃から鍛錬しておくことが大切です。

⑥ 「近助の精神」を可能にするものは「防災隣組」にあります。昭和の戦時下を生き抜いた人びとには、戦時体制のために作られた強制的戦時組織としての「昭和の隣組」にはそれぞれに思いが異なることでしょう。しかし山村先生が提唱している「防災隣組」は、自分や家族の為に自らの意志で作る自由な共同体をイメージしています。

どんな災害にも耐え抜き生き抜く為に、日頃からの近所同士で助け合う、互惠関係重視のコミュニティーづくりをめざしています。



当吹上苑町会には、自主防災会と並立して「おたすけ隊」も組織されており、その面々も、会員宅を個々に訪問して御用聞きのうち、家具類の転倒防止の具体的実行支援に取組みたいと、講話後張切って話してしました。

そして流れた、昭和15年に作られた「隣組の歌」が。

スクリーンに映し出された映像と音楽に、50人余りの聴衆は気づいた。安心安全な街づくりをめざし、「近助の精神」に基づく「防災隣組」の構築と活性化の大切さに。

「隣組」 作詞 岡本一平

とんとん とんからりんと 隣組
格子を開ければ 顔なじみ
廻して頂戴 回覧板
知らせられたり 知らせたり

とんとん とんからりんと 隣組
地震や雷 火事どろぼう
互いに役立つ 用心棒
助けられたり 助けたり

(報告・H26. 5. 21 藤下進)

3年後の東日本大震災 現地視察記

東日本が一斉に梅雨入りした直後、6月7日(土)、8日(日)の両日、総勢15名(当支部 6名、江戸川区支部 5名、NPOゆかいな仲間たち 1名、NEC 3名)が参加して、被災3年を過ぎた東日本大震災の現地見学会が行われました。

7日 朝8時半に、それぞれの手段でJR仙台駅新幹線中央改札出口に集合、駅前に待機する借上げバスで、最初に向かったのは一般社団法人「東北地域づくり協会」で、ここで国土交通省東北地方整備局の発災後の初動対応、いち早く道路啓開にあたった「櫛の歯」作戦、防災エキスパートの活躍、リエゾン派遣 等について、協会の山内部長から説明を受けました。

協会での説明後の現地視察の案内は、「防災エキスパート」である宍戸・信太両氏にお願いしました。

最初の現場は仙台・二ノ倉海岸の堤防で、国交省仙台河川国道事務所の担当副所長から堤防の高さやこれを超えて津波が越流する場合への対策、今後予定の環境保全対策等について説明がありました。



なお堤防高は、3・11の東北地方太平洋沖地震(M=9.0)のような最大クラス(レベル2)の津波ではなく、数十年(一生)に一度程度(レベル1)の頻度の津波(明治三陸地震等)を対象にして決めることになっています。

最大クラスの津波に対しては、「津波防災地域づくり法」により、多重防御を講じて「何と

しても人命を守る」こととなります。

その後、名取市閑上の日和山、松島/野蒜、石巻市日和山で被災地復旧状況を見て、女川町



(閑上) 日和山



(石巻市) 日和山



女川町地域医療センター(旧女川町立病院)

中心部に来ました。この地域は女川湾を遡上した津波に襲われ高台上の病院も床上約2m(TP約18m)まで浸水しました。



倒壊した江ノ島共済会館

またこの津波の威力で、3,4階建てのRC建築物が杭基礎ごと倒壊した例が数例ありました。これらの倒壊建築物は震災遺産として残す動きもありましたが、旧女川交番以外はすべて解体撤去されるようです。

7日最後の視察地は、石巻市立大川小学校です。全校生徒108名のうち死亡/行方不明者が74名、先生も13人中10名が亡くなりました。校庭の近くには授業でソノケ栽培をした裏山がある。スクールバスも待機していた。地震発生から避難開始(津波来襲)までに約50分間、逃げる時間も手段もあったのに、なぜ校庭に留まっていたのか。予想津波高10mの警報も届いていたと考えられるのに。

H26年2月、「大川小学校事故検証委員会」による報告書が公表されました。上記の疑問への具体的な答はありませんが、最後に学校防災などに関する24の提言がなされています。



*** 朝日新聞2011.9.10より(一部トリミング)**

今回視察の最後は岩手県陸前高田市でした。2年前に来た時は傷跡も痛々しい市役所庁舎等も残っていましたが、今回はそれを偲ばせるものもなく、大規模なベルトコンベアシステムによる土砂運搬—土地造成工事が行われていました。



ベルトコンベアシステムによる土地造成



奇跡の一本松(モニュメント)と

破壊されたユースホステル、川原川水門

「7万本の松原から、たった1本、津波に耐えた一本松、もはや自立は出来ないが、復興の象徴として残したい。」

(陸前高田市長 戸羽太氏。同市HPより。)

震災から3年が経過した。多くの教訓が生まれ、気付かされたが、それを伝え、それに備え、それを生かすことが大切です。

備えていたことしか、役に立たなかった。

備えていただけでは、十分ではなかった。

(「災害初動期指揮心得」国交省 東北地方整備局(内部資料)より) (文責：伴登)

津波防災地域づくりに関する法律

我国は四方を海で囲まれ、39 都道府県が海に面して、過去何度も津波に見舞われて来た歴史をもっています。特に先般の東日本大震災のような大規模な津波にどのように対処するかは地域づくりの基本であり、国の社会資本整備審議会や中央防災会議、復興構想会議等で議論されましたが、その概要は次のとおりです。

§ 1. 基本的考え方

1. 今回のような大規模な災害が発生した場合でも、「なんとしても人命を守ること」を基本として、ハード・ソフトの施策の適切な組合せにより、防/減災対策を実施する。
2. このうち、海岸保全施設等の構造物による防災対策については、社会経済的な観点をも十分に考慮し、比較的頻度の高い一定程度のレベルを

想定して、人命・財産や種々の産業・経済活動を守り、国土を保全することを目指す。

3. 以下のような新たなまちづくりのための施策を計画的、総合的に推進する仕組みを構築する。

1)地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組合せ、総動員させる「多重防御」の発想による防/減災対策。

2)海岸堤防等の「線」による防御から、「面」の発想により、河川、道路や土地利用規制を組合せたまちづくりの中での津波防/減災対策。

3)避難が迅速・安全に行われるための対策。

4)地域住民の生活基盤となっている産業や都市機能、コミュニティ・商店街、さらには歴史・文化・伝統等を生かしつつ、津波のリスクと共存することで、地域の再生・活性化を目指す。



いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ

§ 2. 基本指針・津波浸水想定等(第 2、3 章)

津波防災地域づくりに関する法律は、以上の事項を具体したもので、そのため法第 3 条では、国土交通大臣が地域づくり推進に関する基本指針を定めることとし、都道府県はこれに基づいて基礎調査を行い(一部国で実施)、最大クラスの津波を想定して、津波浸水想定(浸水区域及び水深)を設定することとなっている。(第 8 条)

§ 3. 推進計画(第 4、5、6 章)

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえて、単独又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(「推進計画」)を作成することができる。(第 10 条) 推進計画策定の意義は、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組合せて、市町村が津波防災地域づくりの姿を総合的に描くことにあり、下記の内容を定めることとしている。

- ① 推進計画の区域
- ② 地域づくりの総合的な推進に関する方針
- ③ 土地利用及び警戒避難体制の整備に関する事項

- ④ 地域づくり推進のために行う事業、事務

海岸保全施設、津波防護施設等の整備、土地区画整理等市街地整備事業、避難施設整備等

§ 4. 津波防護施設等(第 7 章)

4-1. 津波防護施設

河川法、海岸法等の現行法には、最大クラスの津波が海岸保全施設等を乗り越えて内陸に侵入する場合に、内陸部において津波による浸水被害を防止し、軽減する施設は位置付けられていないことから、津波災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理する盛土構造物、開門その他の施設(漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。)を「津波防護施設」として位置付けるとともに、推進計画にその整備に関する事項が定

められた津波防護施設の新設、改良その他の管理を行うこととしている。道路や鉄道等の既存施設をその施設管理者と調整のうえ整備して、津波防護施設との兼用工作物とすることもできる。

4-2. 指定津波防護施設

浸水想定区域内に存する津波災害の防止・軽減に有用な施設(海岸・港湾・河川施設等及び津波防護施設は除く。)を当該施設所有者の同意を得て「指定津波防護施設」として指定することができる。

§ 5. 津波災害警戒区域(第 8 章)

知事は基本方針に基づき、津波浸水想定を踏まえて、警戒避難体制を整備すべき区域を津波災害警戒区域(イエローゾーン)として指定することができる、その指定は、区域及び基準水位を明らかにして行うものとする。

警戒区域では最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を住民等に「知らせ」、いざというときに住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、以下の措置を講ずる。

- ① 地域防災計画に情報収集・伝達、避難施設・避難路に関すること等の避難確保措置を定める。
- ② ハザードマップ等による住民等への周知
- ③ 指定避難施設の指定
- ④ 避難訓練への協力
- ⑤ 避難確保計画の作成等

§ 6. 津波災害特別警戒区域(第 9 章)

警戒区域のうち、建築物が破損し又は浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び建築を制限すべき区域を「津波災害特別警戒区域」(オレンジゾーン)として指定することができる。高齢者、障害者、乳幼児等、防災上の配慮を要する住民等が当該建物の中にいても津波を「避ける」ことができるように、

建物の居室の高さや構造等に対して制限する区域である。

また、市町村は条例で区域(レッドゾーン)を限り、かつ制限用途を定めて、その利用者が夜間、荒天時等、来襲した時間帯によっては円滑な避難が期待できない津波であっても、あらかじめ「避ける」ことができるよう、当該用途の建築物の建築とそのための開発行為を制限することができる。

以上のようにこの法律の要は、「推進計画」の策定とその実施であるが、地域防/減災力の向上を基本とした、未来に向けたまちづくりのため、幅広い知恵の集積が求められている。

(記：伴登防災士)

参考資料：・「津波防災地域づくりに関する法律の解説」(大成出版社：2014・4)
・雑誌「河川」各号(日本河川協会)

事務局から

1. 新年度にはいつて3ヶ月が過ぎました。新年度分支部年会費(2,000円)が未納の方は早めに納入下さるようお願いいたします。

●ゆうちょ銀行からの振込みの場合●	●他金融機関からの振込みの場合●
記号 10580 番号 49556811 名前 ニホンボウサイシカイ チバケンホクブシブ 通信欄 *会員の名前を入れてください ▲なお、ゆうちょ銀行 振替口座は未開設です。	店名 ○五八(読みはゼロゴハチ) 店番 058 口座番号 4955681 名前 日本防災士会千葉県北部支部 預金種目 普通 通信欄 *会員の名前を入れてください

(注記)

- *金融機関発行の証票をもって領収書に代えさせていただきます。
 - *定期総会、定例会等にご出席の方は、会場での納入も受付けます。
 - *ご希望により、支部負担で災害ボランティア保険に加入できますので、会計担当(梅木幹事)まで申出下さい。但し、前年度年会費未納者の新年度当初からの保険加入(支部負担)はせず、新年度年会費の納入確認後(確認後数ヶ月後となることがある)に加入手続きをします。
 - *2年度連続年会費未納者は、支部会員資格喪失となります。
2. 津波防災地域づくりの基本となる、「津波浸水想定」は昨年末で13府県(関東では茨城県のみ)から公表されていますが、この法律の対象は、太平洋側だけではなく全国が対象です。特に日本海側の歴史的記録も少なく、最大クラスの津波(断層モデル)をどのように設定するかが注目されます。(茨城県の津波浸水想定は下記HPで。)
- <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class06/kaigan/tsunamisinnsui/index.html>
3. 防/減災の基本法である「災害対策基本法」(H25・6改正)がようやく全部施行となりました。基本理念の明確化や各主体の役割明確化に関すること(法1条～8条)、地区防災計画(法42、42-2条)、指定緊急避難所等の指定(法49-4～49-9)、避難行動要援護者名簿の作成(法49-10～49-13)等多くの注目点があります。